

平成24年度島根県公営企業会計

決算審査意見書

(概要版)

平成25年9月

島根県監査委員

# 平成24年度島根県公営企業会計 決算審査意見書の概要

## 第1 審査の対象

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成24年度公営企業会計の決算及び決算附属資料について審査を行った。

審査の対象とした会計は、次のとおりである。

島根県病院事業会計(中央病院・こころの医療センター)

島根県電気事業会計

島根県工業用水道事業会計

島根県水道事業会計

島根県宅地造成事業会計

## 第2 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算報告書及び附属資料は地方公営企業法等関係法令に基づいて作成され、その計数は正確であり、経営に係る事業の管理は地方公営企業の経営原則に従っておおむね適正に行われているものと認めた。

## 第3 審査意見

### I 病院局

#### 1 病院事業会計

病院事業は、病院を取り巻く厳しい経営環境に対応し、より迅速で柔軟な運営体制を確保するため、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業の運営を病院事業管理者の権限と責任において実施している。

平成24年度末で6年が経過し、医師を始め、看護師、薬剤師等医療従事者の確保に向けた処遇改善や院内保育所の開設、あるいは病院機能の充実のため機動的な設備投資を行うなど当面の課題に対し柔軟な対応を行っている。

また、平成25年3月には、平成22年度に策定した「島根県病院事業中期計画」を見直し、新たな経営目標や収支計画等を盛り込んだ「島根県病院事業中期計画2013」（計画期間：平成25年度～平成28年度）を策定したところである。

今後とも、中央病院及びこころの医療センターの両病院について、質の高い医療の提供と健全な経営の両立を目指していく必要がある。

#### (1) 中央病院

##### ア 病院の概要

中央病院は、県内全域をエリアとした三次医療を担う基幹的病院として、高度・特殊・専門医療を提供するとともに、救命救急センターとしての機能を有するほか、地域医療への支援など県民が安心して暮らすための重要な役割を果たしている。

特に、平成17年1月には「地域がん診療連携拠点病院」として、平成18年1月には「総合周産期母子医療センター」としての指定を受け、また、平成23年度には、感染症対策強化のため感染症外来棟の整備を行い、一層の医療機能の充実を図っているところである。

また、救命救急率の向上・後遺症の軽減を目的に運航が開始されたドクターヘリの基地病院として救命救急医療に取り組んでおり、平成23年6月から運航開始したドクターヘリは、年間の出動実績が700件ほどとなっている。ドクターヘリには医師、看護師が同乗するため、地域における医師不足をサポートしている状況もある。

## イ 経営の状況

平成24年度の総収益は187億4,407万円余、総費用は191億2,818万円余で、純損失は3億8,410万円余となり、平成24年度末の未処理欠損金は135億4,901万円余となった。

なお、純損失から現金の支出を伴わない減価償却費等の費用を除いた償却前損益は15億9,265万円余の黒字であった。

現金預金残高は81億7,054万円余となり、前年度に比べ4,968万円余（△0.6%）の減となっている。

## ウ 審査意見

新病院建設から14年を経過し、開院時に購入した高額医療機器の更新も必要となっており、計画的な更新を進めているところである。

また、平成24年度は入院、外来ともに患者数が減少し、平成25年度に入ってからその傾向が続いている。

については、病院全事業の項で述べる意見や次の点に留意して、今後とも医療機能の充実と質の高い医療の安定的な供給に取り組まれない。

### 1) 医療従事者の確保について

#### ① 医師の確保について

医療従事者の確保は依然として厳しい状況にあり、医師については、病院の努力にもかかわらず、一部の診療科においては十分に確保できていない状況である。

このような中で、平成25年3月に島根大学、病院、医師会と島根県等行政が一体となって設置された地域医療支援センターと連携し、研修医の受入病院として、若手医師が県内で専門医や総合医の資格が取得できるようなキャリアプログラムの提供など、若手医師の確保定着に向けた取組が進められているところである。

また、平成22年度から専門医等の資格取得支援や研修医の確保定着を目的とした国内外派遣研修の実施に取り組んだ結果、平成25年度は、中央病院が受け入れた前期臨床研修医10名のうち4名を後期臨床研修医として採用することとなった。平成24年度は前期臨床研修医6名のうち1名であったことを考えると、中央病院における努力の成果として評価されるところである。

については、今後とも関係大学やしまね地域医療支援センターとの一層の連携により医師の確保に努められたい。

## ② 看護師の確保・定着について

質の高い看護の提供を維持するためには、看護師の新たな確保だけでなく定着を図ることが必要である。このため、病院局では、看護師の業務負担の軽減や育児短時間勤務制度、2交代制・3交代制のいずれかを選択可能とするなど多様な勤務形態を導入するとともに、働きやすい環境の整備に取り組んできたところである。

特に中央病院では、平成21年に7対1の看護体制を導入後、看護師の採用を増やしてきたが、平成21年5月の570人から3年間で39人増員し、平成24年5月には609人となった。一方で、その約1割が出産休暇や育児休業取得中の状況にあるため、平成25年度には院内保育所を増築し、定員を60人から80人程度に増員する計画である。

については、引続きワークライフバランスを考慮し、仕事と家庭の両立ができる、より働きやすい環境の整備に努められたい。

## 2) 資金運用について

中央病院における平成24年度末の現金預金残高は81億円余で、前年度に比べて4,968万円余の減となったものの、引続き多額の資金を有している。

平成24年度の意見で、より有利な運用を図るよう述べたところ、一件当たりの預金額を大きくし、より有利な利率が得られるよう定期預金の預入期間等の調整が図られた。また、他の都道府県等の情報収集や定期預金以外の運用についても検討されているところである。

については、より安全で有利な運用について研究し、医療機器や情報システム、建物設備の更新など、今後、必要とされる資金を確保しながら、その具体化に向けた検討を始められたい。

## 3) 過年度未収金の特別利益計上について

個人負担分の医療費については、債権管理を行っている医事会計システムのデータを調定システムに自動連携して勘定科目に仕訳し、そのデータを財務会計システムに連携する方式により運用されている。

これら医事、調定、財務の3システム間のデータの一部については連携されない場合があり、年度末に財務会計システム上の未収金額を医事会計システム上の未収金額に合わせる運用を行っているが、このシステム間でのデータの乖離に起因して、平成24年度決算においては特別利益として過年度損益修正が行われたところである。

については、現在、新しい地方公営企業会計基準の導入に伴い財務会計システム等の改修が進められているが、移行後において会計処理が適正に行われるよう対応されたい。

## (2) こころの医療センター

### ア 病院の概要

こころの医療センターは、県の精神医療の基幹的病院として精神科救急・急性期医療や児童・思春期の専門的な精神疾患治療を行うとともに、地域と連携して早期の社会復帰、生活支援などの取組を行っている。

また、病院敷地内には出雲市立神戸川小学校・河南中学校若松分校が併設され、教育と連携した入院児童・生徒の支援に取り組んでいる。

平成24年度に意見を述べた「子どもの心の診療ネットワーク」事業の実施については、事業初年度として院内の体制整備やスタッフ育成に重点を置き、精神保健福祉士の増員による児童思春期外来の相談体制の強化など、拠点病院としての診療機能の向上が図られた。

### イ 経営の状況

平成24年度の総収益は22億4,400万円余、総費用は26億3,049万円余で、純損失は3億8,648万円余となり、平成24年度末の未処理欠損金は33億5,193万円余となった。

なお、純損失から現金の支出を伴わない減価償却費等の費用を除いた償却前損益は1,831万円余の赤字であった。

現金預金残高は11億6,334万円余となり、年度末に支払う退職手当が未払金となったことなどにより、前年度に比べ2億96万円余の増となっている。

### ウ 審査意見

経営の健全化についてはこれまでも取り組んでいるが、精神科病院の特性として採算性が低いことなどから依然として厳しい状況にある。

については、こうした状況を踏まえ、病院全事業の項で述べる意見及び次の点に留意して事業を行う必要がある。

#### 1) 医師の確保について

全国的に公的病院に勤務する精神科医師が不足する中で、こころの医療センターにおいても平成23年度末に精神科医3名、平成24年度中に1名が退職し、平成25年度には1名の補充が行われたものの医師数の確保が十分とはいえない。

精神疾患が医療計画に記載すべき疾病に追加されるなど、より質の高い精神科医療が求められる中で、精神科救急・急性期医療や児童・思春期などの専門的な医療の提供を維持していくなど、県の精神医療の基幹的病院として求められる機能を果たすためには、精神科医の安定的な確保が不可欠である。

については、今後とも大学医学部等への一層の働きかけを行うなど、医師の確保に努められたい。

## 2) 安定的な病院経営の推進について

平成25年3月に策定された「島根県病院事業中期計画2013」では、「島根県保健医療計画」が、がんなど4疾病と並んで精神疾患を加えて全面改定されたことも踏まえ、医療機能充実と政策医療の推進という観点から、精神科救急医療機能の充実や医療観察法の入院医療機関指定に向けての検討、地域医療への支援強化という観点から、「子どもの心の診療ネットワーク」事業拠点病院としての取組等に重点的に取り組むこととしている。

一方で、精神科医療が入院治療中心から地域生活中心へという流れの中で、病床利用率が低下してきており、地域がどのような医療機能を求めているかを踏まえつつ、病棟運営のあり方の検討が必要となっている。

病院経営において精神科医療は採算性が低いという特性があり、また、医療とそれ以外の分野との連携は、診療報酬の仕組みの中では十分に評価されない現状にある。

については、県の精神医療の基幹的病院として担うべき医療の質の向上、効率的な医療の提供を図るため、適正な一般会計負担の下、安定的な病院経営の推進に取り組まれない。

## (3) 病院全事業

### ア 審査意見

#### 1) 医療費の個人負担未収金への対応について

両病院においては、医事業務委託業者との連携などにより医療費の個人負担未収金の発生の抑制と回収に積極的に取り組まれており、個人負担未収金のうち発生から1年以上経過したものは、平成24年度末には両病院合計で前年度より39万円余減の1億3,267万円余で、5年連続して減少した。

この未収金に係る適切な債権管理については、平成24年度に意見を述べたところであり、病院局においても具体的な検討が始められているところである。

については、引続き医療費の個人負担未収金の縮減について努力するとともに、回収を取り止めることが真にやむを得ないと認められるものについては、基準を設けて債権放棄を行うなど適切な債権管理に早急に取り組まれない。

## 2) 地方公営企業会計基準の見直しへの対応について

地方公営企業会計基準の見直しについては、平成26年度予算及び決算から新会計基準の適用が予定されており、病院局では、財務会計システムの改修など新会計基準への移行に向けて具体的な対応が進められているところである。

これまでも意見において制度改正を踏まえ具体的な検討を進めるよう促してきたところであり、移行処理に向けた作業が順調に進められているものと評価するところである。

については、新会計基準への円滑な移行について万全の準備を整えるとともに、今回の制度改正により、財務諸表上、大きな変動が見込まれることから、経営状況の公表に当たっては、県民の正しい理解が得られるよう十分な説明をされたい。

## 3) 消費税引上げへの対応について

病院が薬品や診療材料、医療機器を購入する際は5%の消費税が課税されるが、診療報酬は非課税扱いとされていることから病院は5%分を患者に転嫁できないため、実際の納税計算に当たって控除できなかった仮払消費税及び地方消費税に係る金額については病院の負担となっている。

平成26年4月から消費税引上げの実施が予定されているが、病院の試算によると5%から10%に引き上げられた場合の影響額は年間4億円と見込まれており、これにより病院負担の額が増加し、病院経営が圧迫される懸念がある。

医療に係る消費税制の取扱いについては、抜本的改革を図るよう全国自治体病院開設者協議会等から国への要望活動が行われているところである。

については、消費税引上げに係る動向を注視しながら、国への要望活動について引続き継続して取り組まれたい。

## II 企業局

### 1 電気事業会計

#### ア 事業の概要

電気事業として、水力発電事業と風力発電事業の2事業を行っている。

水力発電事業は、三成発電所等13発電所(14発電機)を最大出力28,950kWで経営し、風力発電事業は、2発電所(風車12基)を最大出力22,500kWで経営しており、いずれも中国電力株式会社に電力を供給している。

#### イ 経営の状況

平成24年度の総収益は18億2,652万円余、総費用は16億1,086万円余で、純利益は2億1,565万円余となり、平成24年度末の利益剰余金は、3億4,984万円余となった。

#### ウ 審査意見

平成24年7月に施行された再生可能エネルギーの固定価格買取制度の適用に積極的に取り組んだ結果、水力発電所3カ所及び風力発電所2カ所の計5カ所が適用となり、売電価格の大幅な上昇による増収となって経営改善に大きな効果を挙げたことは評価される。

風力発電事業については、固定価格買取制度による売電価格の大幅な上昇により、運転開始以来、初めて単年度黒字へ転換したが、隠岐大峯山風力発電所の赤字を江津高野山風力発電所の黒字で補っている。

なお、江津高野山風力発電所においては、運転により生ずる風車音等について、地元住民の理解促進に向けた取組を継続して進めている。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

#### 1) 風力発電の故障時における対応について

風力発電は、万全の運転態勢を備え、良好な風況を逃さず運転することが、設備利用率を上げ、発電量を増大させるために必要である。

雷等に起因する故障については、過去の事例等に基づく運転管理により故障が回避され運転停止時間の減少がみられるものの、運転の継続により生ずる装置内部の機関故障等は、一定程度避けられないのが現状である。とりわけ、隠岐大峯山風力発電所においては、運転開始後9年を経過したことによる経年変化等に起因すると見られる機械的な故障が増加している。

故障による運転停止時間の短縮には、速やかな復旧が必要であり、部品等の適正在庫や迅速な修繕着手が図られているところである。

については、「島根県企業局経営計画」（計画期間：平成23年度～平成27年度）に定める稼働率の目標達成に向けて、今後とも故障修繕等に係る知見の蓄積を進め、故障発生時における迅速な対応を進められたい。

## 2) 風力発電の騒音及び低周波音等への対応について

高野山風力発電所の風車音等については、風車の改良・修理等による低減対策を行いながら、地元住民に向けた24時間体制での情報受付及び意見交換が実施されているところである。

こうした中、風力発電の稼働に伴い発生する低周波音の周辺住民の健康に与える影響について、環境省が全国的な調査を実施しており、平成23年度には、高野山発電所でも調査が行われたところである。

今後は、その全国的な調査結果等も踏まえ対応を検討するとともに、引き続き地元住民の理解の促進に取り組まれたい。

## 2 工業用水道事業会計

### ア 事業の概要

工業用水道事業は、飯梨川工業用水道、江の川工業用水道の2箇所で行っている。

飯梨川工業用水道事業は日量 34,000 m<sup>3</sup>の給水能力を持ち、県東部の 31 事業所に給水を行った。売水率は前年度の 59.6 %から 0.5 ポイント低下し 59.1 %となった。

江の川工業用水道事業は日量 15,000 m<sup>3</sup>の給水能力を持ち、江津地域拠点工業団地の 1 事業所に給水を行っている。売水率は前年度の 13.3 %から 2.6 ポイント上昇し 15.9 %となった。

### イ 経営の状況

平成24年度の総収益は1億9,087万円余、総費用は2億4,468万円余で、5,381万円余の純損失となり、平成24年度未処理欠損金は6億6,045万円余となった。

## ウ 審査意見

長引く不況による企業活動の低迷や企業における水使用節減への取り組みなどにより、工業用水需要の伸びを期待することは難しい状況にあるが、必要な修繕・改良工事等を実施して安定給水に努めていく必要がある。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

### 1) 飯梨川工業用水道事業の老朽化・耐震化対策について

飯梨川工業用水道事業においては、引き続き新規契約先の開拓や利用水量増のための企業訪問を行って需要の確保に努められたい。

工業用水道事業施設については、給水開始から40年以上が経過して老朽化への対策や耐震化改良工事が必要となっており、実施に伴って経費増が見込まれることから、老朽度の実態を的確に把握した上で、重要度、優先度、緊急度を十分考慮しつつ、適切な維持管理により延命化を図っていくアセットマネジメント（資産管理）の考え方により、老朽化・耐震化対策の計画的・効率的な実施に取り組まれない。

### 2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について

江の川工業用水道事業においては、バイオマス発電を行う企業の立地が決定し、平成27年度からの工業用水利用が見込まれている。

については、これまでの需要拡大の取組を評価し、売水率の向上を期待するとともに、引き続き、知事部局、地元市、関係団体等と連携した企業誘致による需要拡大に取り組まれない。

### 3) 工業用水道事業会計の消費税過少申告について

平成24年度島根県工業用水道事業報告書には、「決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事実」として、「広島国税局による税務調査（平成25年4月から）において、平成23年度の消費税及び地方消費税について過少申告の指摘（過少申告額は概算で1億23百万円余、他に加算税等が生じる見込み）を受け、現在、確認作業を行っている。」ことが記載されている。

その理由は、職員の消費税に対する理解不足等が原因でこのような事案が生じたとのことであったが、今後、消費税申告の際には、税務署への事前相談や公認会計士・税理士等専門家からの指導助言体制を整備するなど、このような不適切な事案が生じないように、再発防止対策に努められたい。

### 3 水道事業会計

#### ア 事業の概要

水道事業として、島根県水道用水供給事業（飯梨川水道事業、斐伊川水道事業）及び江の川水道用水供給事業の2事業を行っている。

飯梨川水道事業は日量 52,000 m<sup>3</sup>の給水能力を持ち、県東部の2市に給水を行い、売水率は64.2%であった。

平成23年度から供給開始した斐伊川水道事業は、日量 35,400 m<sup>3</sup>の給水能力を持ち、県東部の3市1企業団に給水を行い、売水率は59.8%であった。

江の川水道事業は日量 27,000 m<sup>3</sup>の給水能力を持ち、県西部の2市に給水を行い、売水率は48.6%であった。

#### イ 経営の状況

平成24年度の総収益は17億5,475万円余、総費用は17億3,024万円余で2,450万円余の純利益となった。

#### ウ 審査意見

水道事業は住民生活に直結する事業であり、将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給が求められる。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

##### 1) 施設の適切な修繕等老朽化・耐震化対策について

飯梨川水道事業(昭和44年供給開始)及び江の川水道事業(昭和60年供給開始)の両施設については老朽化が進んで延命化、耐震化対策が必要となっている。

その費用は将来の給水料金に影響することから、老朽度の実態を的確に把握した上で、重要度、優先度、緊急度を十分考慮しつつ、適切な維持管理により延命化を図っていくアセットマネジメント(資産管理)の考え方により、老朽化・耐震化対策の計画的・効率的な実施に取り組まれない。

## 4 宅地造成事業会計

### ア 事業の概要

宅地造成事業は、江島工業団地及び江津地域拠点工業団地において2事業を行っている。

平成24年度は江島工業団地において、2区画 計2,273㎡の分譲があった。

### イ 経営の状況

平成24年度の総収益は3,887万円余、総費用は3,764万円余で、122万円余の純利益となり、平成24年度末の利益剰余金は2,026万円余となった。

### ウ 審査意見

平成24年度末の分譲率は、江島工業団地の92.5%に対して、江津地域拠点工業団地は28.4%（造成済面積に対しては63.5%）と低い状況が続いている。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

#### 1) 企業誘致の促進について

江津地域拠点工業団地において、県の立地支援策を活用しながら、交渉を進めた結果、バイオマス発電を行う企業の立地が決定したことを評価するとともに、引き続き、関係部局・団体等と連携を緊密にとり企業誘致の促進に努められたい。

## 5 企業局全事業

### ア 審査意見

#### 1) 経営計画の着実な実施について

現経営計画では、企業局の役割を「常に企業の経済性を発揮しながら、事業を通じて地域住民の福祉の向上、地域社会の発展に寄与すること」と定め、4つの基本方針（顧客本位の経営、健全経営の確保、環境や地域への貢献、信頼される公営企業経営）のもとに、目標を達成するための行動計画・具体的な取り組みを定めている。

計画実施2年目となる平成24年度の実績についても、設定した単年度目標が達成されていない項目が見受けられるので、その原因をきちんと分析し、目標達成に向けた改善策を検討、実行するとともに、職員一人ひとりが与えられた役割と使命を再認識し、経営参画意識を持って、引き続き経営計画の着実な実施に努められたい。

#### 2) 地方公営企業会計基準の見直しへの対応について

地方公営企業会計基準の見直しについては、平成26年度予算及び決算から新会計基準の適用が予定されている。

これまでも意見において制度改正を踏まえ具体的な検討を進められるよう促してきたところであり、移行処理に向けた作業は順調に進められているものと評価するところである。

については、新会計基準への円滑な移行について万全の準備を整えるとともに、今回の制度改正により、財務諸表上、大きな変動が見込まれることから、経営状況の公表に当たっては、県民の正しい理解が得られるよう十分な説明をされたい。